

1. 件名：福島第一原子力発電所における運転上の制限の見直しに係る面談
2. 日時：令和3年2月16日（火）13時30分～14時55分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、大辻室長補佐、知見主任安全審査官、

高松専門職、横山係長、高木技術参与（TV会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー

廃炉安全・品質室 安全・リスク管理グループ 担当5名

プロジェクトマネジメント室 情報マネジメントグループ 担当1名

5. 要旨

○福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）における運転上の制限（以下「LC0」という。）見直しについて、東京電力ホールディングスより説明を受けた。

- 現状の1Fにおいても、現状に即したLC0の設定を行い、適切な運転管理を行う必要がある。そのため、1F廃炉におけるLC0の定義（案）をするとともに、定義にあるリスクについては、周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくを与えるものとしたこと。
- 今後のLC0の見直しには、事故事象のリスク評価が必要である。そのため、事故の影響度を考慮した使用機器の評価の設定が必要であり、LC0に選定する基準をどのように設定するかを検討中であること。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容を確認し、以下のコメントを行った。

- 事業者が考えるLC0に選定する基準を示し説明すること。
- 現在実施している安全評価に対して、プラントの現状を考慮した評価を進めるとともに、今後の廃炉作業も見据えた評価を行いそれらの詳細を説明すること。
- リスクに関しては、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくと定義したが、作業員への過剰な被ばく等作業に影響があるものもリスクとして検討すること。

6. その他

資料：1FにおけるLC0適正化の検討状況について